

吉賀町水道料金審議会 第6回議事録

日 時 令和6年7月29日（月）午前9時30分から10時55分

場 所 吉賀町役場柿木庁舎2階大会議室

審議委員 出席：山吹委員（会長）、田村委員（副会長）、岩上委員

水津委員、山脇委員、光長委員

欠席：なし

事務局 河野建設水道課長、小谷主幹、安達主任

1. 開会

発言者	発言内容
事務局 河野	それでは、定刻になりましたので、ただ今より第6回水道料金審議会の方、開催させて頂きたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。なおですね、岩上委員さんにつきましてはちょっと仕事の関係でちょっと遅れるということでしたので、一応ご報告の方をしておきます。
事務局 河野	最初にですね、配布資料の確認ということで、今回あまりありませんけれども、レジュメが1枚と議事録が全部でA4が11枚でございます。それと、この配布資料と別に、事前に郵送させて頂きました答申案のたたき台ということでA4で2枚分のものを送付させて頂いておりますけれども、お手元の方に全部ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではですね、以降の議事進行につきましては、山吹会長様の方、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 諮問事項について-審議 【資料⑨-3】（※各委員へは開催前に事前に送付している。）	
発言者	発言内容
山吹会長	皆さん、改めましておはようございます。梅雨が明けたっていう宣言があっからものすごく馬鹿みたいに暑くなって、大変暑いなと思っておりますがこれを乗り越えれば、あと5か月もすれば寒い寒いと雪が降ってくるので皆さんそう思って過ごしたらいいんじゃないかと思います。 ちょっと座ってやらせていただきます。 事務局の方から先日たたき台を頂きまして、私も目を通させて頂きました。この文章でかなり私たちが話し合ったこと、これで委員さんの「色々こうしてね、ああしてね」という注文がかなり入っていて、これでどうかなって思います。 ちょっと今、始まる前にちょっと雑談ということはないですけども、文章の

	書き方ですね、住民も一緒になって町を「作っていかないと。」でいいのか、「作っていかないといけない。」というようにした方がいいのか、どうしたらいいのかなってというのはちょっと話をしていたんですけども、まあその辺を皆さんと調和をとってですね、この口調でいいんじゃないかっていうので進めて、この文章でかなり完成度が高いんじゃないかと思いますが、皆さん読まれてですね、ここはこうした方がいいんじゃないんですかというご意見がございましたら発表して頂きまして、それを審議してですね、今日のところで答申書を完成させて頂いたらと思います。 ご意見のある方から挙手をして発表して頂いたらと思います。 ちょっと私ばかりで、恐縮なんですけど、ちょっと文章を読んでみてですね、１ページの（２）の町の支援の強化について、「水道はライフラインとして重要でなくてはならない」で切っておりますけど、ここを「（ライフラインとして）なくてはならないものであり、町全体で維持し」とやったらどうかっていうのを昨夜読みながら思いました。 それと、２ページの下から２行目のところで、「ある程度の水準まで料金を上げないと、国の補助金がないのであれば」と書いてありますが、「国の補助対象にならないのであれば」にしたら分かりやすいかなっていうのをちょっと読ましていただいて、これは私の私見ですけども、と私は思いました。 それともう一つですね、２ページの下から１２行目の「私たちは住民代表で集まっているわけ。」で終わっていますけど、もうちょっと続けようと思ったから「私たちは住民代表で集まっているわけであり、（水道料金を）あげないに越したことはない」って書いたらちょっと文章がスムーズに行くんじゃないかなって思いました。 まあ、読んでみて思ったことは、私は以上でございます。 皆さんのご意見もお願い致します。なにか皆さんご意見はございませんでしょうか。
光長委員	いいですか。このたたき台を読んだんですけども。前回もちょっと言いましたが、ちょっと体裁のところで気になっているのが一つと、内容的に直したいところがあるんですけども。 諮問された項目が、ここの１ページの答申の内容というところに書いてある（１）と（２）、「水道料金の料金水準について」と「水道料金の改定時期について」が諮問されたことだと思うので、それに対する対応をそこに書いたほうがいいと思いますし、それに対して大きい２番で付帯意見も書かれて、まあ、それもいいと思うんですけど。 その後なんですけど、３番の審議の内容の、書くのであれば、（１）と（２）が何か順序が逆なのかなと思います。で、（２）の方は、この３ページに書いてある部分なんですけど、答申を出した理由がつつらと書いてあるんだろうと思うんですけど、なんかもう少し箇条書きくらいで、内容をですね、何点かあるんだろうと思うんですけど、まとめた方がいいのかなという気がします。

	それで、その答申を出した理由を、こう分かるような形でまず持ってきて、私は、その（１）の審議会での主な意見についてっていうのは答申書には必要ないかな、というのを前回の時も申し上げたんですけども、皆さんの意見と若干違ったので、どうしても入れたいということであればですね、大きい３の（１）と（２）は順序が逆で、多分（２）は答申の理由じゃないかと思うんですけども、そっちのほうが先に来た方が良い気はします。 それと、１ページですね、答申の内容で、（１）（２）で答申が書いてあるんですけども、ここの両方の文章の中に「水道事業の責任において」という言葉が両方とも出てくるんですよね。これはイマイチ理解できないんですけど、水道事業の責任とはどういう意味なのかなと。私が思うに、水道事業者が水道管理者の責任で判断しなさいという意味であれば、水道事業の責任という言葉はおかしいんじゃないかなと思いました。 それともう１点、料金の改定時期なんですけど、私、ちょっと審議の中で少し話したと思うんですけど、皆さんの記憶の中に残ってないかもしれないですけど、値上げは３０％程度の値上げということで答申を出すわけですけども、その値上げの時期については、例えばその段階的な値上げについて検討してもらった方がいいんじゃないかなという。実際に上げることには変わらないので、いきなり３０％あげるっていうのもいいとは思いますがね。それならそれでもいいんです。ただ、感情的な部分で住民の負担感をやっぱりこう和らげる上では、１年に１０％ずつ上げていって、１年目１０％、２年目２０％、３年目に３０％みたいな、これは例えばですけど、そういう値上げの、その段階的な値上げについて検討してほしいというようなところを付帯意見のところで加えてもらえるといいのかなと私は思いました。 それで、さっきの水道事業の責任という言葉なんですけども、これに似たのが３ページの１番下の段落のところにも出てきていまして「しかし、料金改定がもたらす水道使用者への経済的な影響を全て見極めるのは困難」というのがありますが、「その責務の全うは水道事業で判断」ちょっとここも意味が分かりにくいなって思ったんで、どういう趣旨で書かれたのか説明して頂けるとういかなと思いました。 で、その（２）が、結局、３ページのことがつらつら書いてあるんですけども、なんか、箇条書きかなんかにして答申を出した理由みたいな形で、こう整理できたらいいんじゃないかなっていうふうに思いました。 それとまあ、さっきも言いましたが３の（１）については、私は議事録があるので必要ないという見解なんですけど、皆さんがもし載せた方がいいということであればやぶさかではありません。以上です。
山吹会長	はい、ありがとうございました。他に意見はございませんか。
光長委員	「水道事業の責任」という言葉なんですけど、ちょっと事務局にどういう意味かっていうのを説明してもらったらありがたいんですけど。
山吹会長	水道事業とは？

事務局 小谷	はい。（水道事業とは）組織的に今、役場からちょっと分かれてる状態。役場と教育委員会があると思うんですけど、で、同じような並びで、水道事業という。よそだと水道局なんて言ったり、局にしたりしているんですけど、吉賀町では水道事業という（名称の）組織になっているので、そういう風な書き方をしています。水道事業管理者って書くのはそれはそれでよろしいかなとは思いますが。組織としては水道事業という組織になっているので、「役場の責任で」とか「教育委員会の責任で」という言葉と同じような意味合いで、「水道事業で」というような書き方をちょっとさせて頂いているんですけども。分かりづらいということであれば、多分そこの（言葉が住民に）浸透というのはしていないと思いますので、水道事業管理者とか改めるのがご提案あった通りでいいのかなとはちょっと聞いていて思った次第です。よろしいでしょうか。
光長委員	つまり企業体という意味？「水道事業」と言ったら事業かなと思うんですけども。
事務局 小谷	すみません。そこは、はい。
光長委員	まあ、似たような表現が2ページにもあるんですけども。2ページのちょっと下の方なんですけども。かぎ括弧で「やらなければならない値上げにしても云々」というところがあるんですけども「それが必要と理解してもらうには、役場がこうやっていくという姿勢を示すことがあった上での」の役場という表現はそれと似たようなことなんですけども、要は町とか町長とかという事だろうと思うんですね。役場って言われると、話の中でそういう風な表現が出たのかもしれないですけど、なんか役場っていうとハード的な感じ。建物のような気がするんで、実際に委員が喋った中でそういう風に言っているんで、それをそのまま書いたんであればそれでもう仕方ないと思いますけど。それと同じような感じで、結局、水道事業という、その3ページのところの「水道事業」もちょっとどうかとは思いました。
事務局 小谷	分かりづらいよりは分かりやすい方が良いと思います。 すいません、普段仕事では水道事業、水道事業と言うものなんで、ちょっとその認識が読まれた方とズレがあったと思いますが、そこは直した方がよろしければ、はい、直します。
山吹会長	どのように？水道事業管理者？水道管理者？
事務局 小谷	水道事業管理者ですかね、分かりやすく。水道事業管理者が一応正しい呼称なので。水道事業管理者に改めましょうか。どうでしょうか。
山吹会長	私これ読むのにもう自分の頭に水道事業管理者はって言って、もう勝手に頭の中でそうやって読みよったんだけど、光長委員さんが言われたように、もう俺はそうやって勝手に管理者と頭つけて読みよったんだけど、言われてみればそうだなと。「管理者」がないなと思って。だからここは水道事業管理者ですか？

事務局 小谷	そうですね。
山吹会長	という考え方でよろしいですか。文言も。 光長委員さん、よろしいでしょうか。
光長委員	はい。あとは段階的な値上げの分を書くか、書かないか、ということと、全体の体裁の話。
山吹会長	今、光長委員さんの方から、追々は３０％にもっていくけども、一気にポンと３０％（上げる）というのではなくて、ちょっと私記憶になかったんですけども１０％・１０％・１０％ずつ上げていって３年とかというような段階的に上げたらどうかというのを前の会議で発言したはずなんだがということですが、皆さんはこの上げ方ですよね、３０％はMAXにしとっても、こう、ポンとあげるようにしておいた方がいいのか、それとも１０％、１０％、１０％ぐらいで上げていって。 例えば、令和８年度に１０％上げる、令和９年度に１０％上げる、１０年度に１０％上げるって、こう答申か何かにうたいこんでおいたら、その上げるときはもうそれでいいんですね。こういう審査は開かなくても。
事務局 小谷	そこは条例の書き方というところになりますので、経過措置みたいな書き方をあらかじめ条例改正案の中で、何年度はこれで経過措置として当面の間はこれ、そういった書き方をして議会に出して、通れば、その都度審議会っていうのは必要ないということになります。
山吹会長	必要ないということによろしいですね。
光長委員	はい。ちょっといいですか。 答申の内容のところの（２）のところに、改定の時期については、住民周知を踏まえ、水道事業…管理者になりますかの責任において判断されたいっていう具体的なことは書いてない訳だから、その段階的な部分をやるにしても、具体的な答申は書けないんじゃないかと思うんで、その値上げについては段階的な方向等についても検討することとかそういう表現を、具体的に何年に何％とか、そういうのは明言するのは難しいと思いますので、そういうことも検討してください。 最悪やらなくても、一気に上げてもいいんですよっていう選択肢の幅を拡げといてやった方が、まあ、そこも考える必要もないかもしれないですけど、いいかなと思いますけど、どうでしょうか。
水津委員	はい。この（２）の改定時期についてだと、改定時期はもうお任せしますって書いてあるのと同じことじゃないですか。話し合っていないように見えるんですけど、「上がるのはもう決まっているのでお任せします」と言っているような、話し合っていないように見えるんですよ。あまりみんなで討論した覚えはないんですけど。さっき言われたように、使う方からしたら、今月から急に３０％ドンって上がるよりはちょっとずつ上がるほうが。ちょっとあれ、１０％上がったならこれぐらいになるんだ、２０％上がったならこれぐらいになるんだ。

	だったら節水しないといけないね、みたいな利用の仕方というのができると思うんだけど、いきなり30%上がったときというのはちょっと怖い、使う方だと思うんですけども。まあ、どこまで案を議会に出せるかわからんですけど、審議会としてはどちらがいいかっていうのは、別にここで書いてもいいんじゃないかなと。段階的な値上げが好ましいとかいうような書き方をしてもその辺はここで決めてもいいんじゃないかなと思いますけど。完全に役場にお任せしますっていう書き方よりは審議会としては、どちらがいいかっていうのは言っといた方がいいんじゃないか。詳しい数字はもちろん役場の方たちなら分かるでしょうけど、そこは別に何年度までには上げたいというのがあるのであればこの年から30%上げれば大丈夫だったら、前の年20%、前年10%じゃなくて、1年遅らせて、1年前から10%・20%・30%にするとかして、意味のない10%、20%じゃなくて、この年から30%上げたらなんとかなるっていうんだったら、そこを1年遅らして、30%は1年遅らして、10%は1年前倒しにするとかの方がいいような気はします。
山吹会長	田村副会長さんどう思われますか。今の含みを足した文章を入れておいたほうが良いんじゃないかという意見がありますけども。
田村副会長	今の1年目、2年目、3年目って段階的に上げるっていうことが、言ったら、ひょっとしたら上げなくていいんじゃないかというところにズルズルっといっちゃうような感じにも受け取れたんだけど。実際にこう工事したら、やっぱり国の補助金というのはアテにしている訳だから、それはみんなある程度やむを得ないということなんだけれども。役場としては、その、もう、いつどういう条例をあげて、通して、こういうことをやりたいというのは、ある程度作業は決まっています、こういう審議会みたいなのをやっているんじゃないかと私は思っていて、古いところは計画的にやっていかないといけないので、もう切羽詰まっているところに来ているので、そこでその1年、2年みたいな年を住民が要望したら出来るもんなんかなと。出来るなら最初から、今光長委員さんが言われたようにあまり審議もされていなかったような感じなので、じゃあもっと小刻みに長く年でやればいいのかというような感じもするので、条件でそういう、こう、年を入れて段階的にやって、最終的には、何年度で3割上げるというので。もうじきにそうすると、またこういう制度のなかでは国の採択の条件のなかではもうやっていけなくなってまた上げていくことになるんじゃないかな。 私はこの前も言ったように、やっぱりこの採択条件がおかしいっちゃうのは、住民の方から思わんと。思っていない方にこういうのをこうやってるような気がするんです。ちょっとこの視点がずれるかもしれないけど、例えば外国人の就労支援制度とか実習制度なんか今変わったけども、結局それは人権蹂躪で、基本的な家族帯同とかお産したら帰還させるみたいなこと、人間として扱っていないみたいな、若い人たちが、労働者権利を当たり前で思ってい

	る。そういうのはこれと同じだろうと思って。だって最低の衛生的な、ライフラインの飲料水を確保するというのは都会だろうと田舎だろうと、どこだろうとみんな国の責任でやっていかないけんこと。採択条件だけこう決められても、それで「国の法律だから」ということですんなり受け身でそのまま、もう当たり前と思ってその作業している俺たちの馬鹿さ加減というのは、ほんとにおかしいんじゃないかと思う。 それで過去の過ちを国が謝るような事例ってというのはいっぱい今でもあるじゃないですか。うん、ハンセン病にしてもそういうの。この旧優生保護法が訴訟ごとになったというのもこれもそう。そういうように、こう、時が立たんと気づかんような人が、俺らは時を温存させとるみたいな、この審議会も、それを制度に則ってやらないといけないというみたいなことを思って、これじゃあ文章が国に要望しろみたいなことを言うが、もっとそこをなんとか全国的に基本的人権を当たり前に取って、これおかしいよっていう、その制度をこう改めさせるみたいなのところで一方でやっていかんと、これはいつまでたっても、うん、やっていけないような状態になっちゃう。そんなところで、だからほんとうにやれんのなら一括もう、ポンと3割上げたって、私は別にこっちの、私の意見の方を主に、例えば町長さんが、市町村会とかあるいは県知事会とか議会事務局で、そういう全国的な中山間地方が、中央集権東京を相手に、国を相手に、この制度はおかしいっていうことを言わんと直らんで。
山吹会長	分かりました。山脇委員さん。
山脇委員	この答申書は、もちろん町長に、町に向けて出すんですけども、答申の内容のところで、水道料金の料金水準についてで、審議の結果という風にあるんですけども。この審議会は何について審議をしたかっていうところがですね、私たちはここに居って審議しているから、前にもらった資料の中でこういう風にあって、まちづくりのために、水道ビジョンとか経営戦略のためにというのがあって、そのことについて審議をしたから料金の値上げはやむを得ないと判断したという結果にはなっているんですけども、この水道管、この諮問の趣旨のところですね、水道管は対応年数40年経過しているものがある。で、この度、この向こう10年間の経営戦略を改定するための審議会をしたわけですけども、そのことってというのは一般の方からすると分からないと思うんですね。住民の方。で、審議会が何について審議をしたから30%上げないといけないことになったのかっていうこと、元々のそのところが分かりにくいんじゃないかと思ったので、50年間の経営戦略（水道の更新の方向）について審議をした結果、例えば、これから先の大規模な水道管の更新工事が必要であるとか、その工事費用の捻出と水道事業の安定的な運営のために料金の値上げはやむを得ないという判断をしたということがあると、何について審議したから値上げ幅は30%増としたっていうことが分かるんじゃないかと思うんですが。

	それに、そういうものっていうのは、こういうのには入れなくていいものなのか。例えば、これを見られた一般の方は、何を審議して、30%の値上げをしないとイケないと判断したと言っても、内容がというか意味が分からんと思うんですよ。いろんな会議に出たりしていると、その話し合いをしてる自分たちは何について話し合いをしてるか分かるんですけども、結果を説明する時には、この1番肝心なところが抜けていて、結果を報告するんだけど、何のためにその話し合いして30%っていう結果になったのかっていうところとは結びつかないことが多いんですよ。ただ、普通の人には、会議に出ている人は分かるけれども、普通の人が見た時にはわからんということがあるので、50年間の経営戦略について、これから先まで大規模な水道管の更新工事が必要であると、工事費用を捻出するため、水道事業の安定的な運営をするために料金の値上げはやむを得ないと判断したという風にあると分かりやすいのかなと思うんですけども。どうでしょうか。
山吹会長	今言われたことは3ページに…入っている。この「老朽化対策を進めるには水道料金の値上げはやむを得ないと本審議会では判断した」というところにあるんじゃないですかね。
光長委員	だから、私も、さっき言ったように、答申があって、その理由がそのあとぐらいに来てないと、多分今みたいな感じに。だって、1番最後に来てる訳じゃけ。最後は会議の経過ですけど。ちょっとずらずらと長いんで、その理由を何点か絞って箇条書きにして答申の近くにちょっと持ってきた方が私は分かりやすいと思います。理由は書いているんですけど。
山吹会長	だから早い話、今言われたのは、1の答申の内容、通常料金の料金水準について、2の水道料金の改定時期についてパンパンと出して、それで、その後に、ここに書いてあるようなこと。その出したい、審議にしたのはこういうことですよっていうのを先に出して、ということ。
山脇委員	それでしたら、この付帯資料の「諮問の背景について」の文が、この会について最も重要な内容、話し合った内容だと思うので。この文について話をしたことの答申の内容という風になるんだったら分かると思うんですよ。「何を値上げしたよ」を先に出すと、この最後の方まで読んでも分からんと思うんですよ、普通。だから、何について話し合いをしたから、答申の結果は、水道料金の値上げが必要であるっていうことと、改定時期については事業管理者に任せるっていう風な答申になったっていうのが分かるためには、この何について話をした結果の答申であるっていう風に、ここの部分を最初に読んで分かってもらう方が1番いいんじゃないかと思うんですけど。このたたき台の上のですね、令和6年2月16日付けの吉賀町水道事業ですね、104号での諮問の事項っていうのは、これを見る人はいないと思うので、ここの後ろの方に、4ページの1番上の方に載せてあるこの付帯資料の中の、このことについて審議をしたその結果の答申内容なので、そういう風に書いて頂く方が私は分かりやすいかと思う。何について話し合ったから、30%の値上げが必要で

	あるということを判断したということはですね、何のために話し合いをしたかっていうのは、その１０４号でっていうようなのは誰も分からないんですよ。で、私らはそれを、いっぱい資料もらって、いっぱい考えた結果、３０％値上げやむを得ないであろう、それから、時期についてもね、事業者の方で、管理者の方で、その事業判断して値上げされるっていうことはやむを得ないであろうという風な答申になったけれども、元々の何についての文っていうことを一番最初に分かるように書かないと、多分分からないと思います。
田村副会長	やむを得ない理由が全然。
山脇委員	そうそう、審議の結果の、何をし、何について審議したかっていうことが１０４号って書かれても誰も分からない。ここにおる人だったら、何について話したかって説明してもらって、一般住民である私たちも理解はしたけれども。こういう部分が抜けていると、なんか知らんけど値上げ、値上げになるようなよ、みたいな感じにしかならないと。これをずっと読んで、最後にここが出てくる訳だから、最後に出てきたころには頭ん中が分からんようになってきよると思うんですよ。このいっぱい、その付帯意見やら色々ね、書いたにしても理解はできないと思うんで、一番この、何のためにこの話し合いをして、そのために答申はこういう結果に出したっちゃうことを引っ付けて書いてもらう方が一番いいのかなと思いますけど。
水津委員	これまあ、最初に吉賀町水道事業管理者岩本様宛てに作ってるんじゃないですか。で、それを町長や議員さん向けに作るのであれば文章とか順番とかは全然どうでもいいと思うんですけども。
山脇委員	だけどね、これは。これは一般住民も見れる訳じゃないですか。
水津委員	見れるんですか。結局見れることにしたんですか。
事務局 小谷	公表はしますので、見ようと思えば見られます。
光長委員	私は思うのは、最悪１ページだけで、答申書はいいんですよ。答申は。 でも、あまりにもそれじゃあ、皆さんのいう意見の中では乱暴すぎるので、その審議した、答申内容を出した理由をこの３ページのとこに書いてあるから、これを若干、もう少しこう簡単に分かりやすくしてつけていって、それで、私はそれでいいんじゃないかなと思います。 で、答申書は、諮問がその水道管理者、水道事業管理者の岩本一巳からされてるわけやから、返すのは水道管理者に対して返せばいい。それを町民に説明するかしないかは、今はその事務局なりその管理者の責任で、議会に出すか出さんかも合わせてなので、そこまでちょっと考える必要ないかなとは思いますが。
水津委員	いや、一般向けにやるのであれば、先程おっしゃった通りその順番にして箇条書きのほうが分かりやすい。
光長委員	で、答申書は、あくまでも水道事業管理者に対して出すものなんで。対住民に出す訳でもないし、と思いますけどね、私は。

水津委員	じゃあ、答申の内容の改定時期とかに、多少の「全部お任せしますよ」ではなくて、先ほど光長委員さんが仰ったような言い方に代えて、文章が分かりにくいとは日本語の話し合いにもなっていると思うので、それはムダ。あまり意味のない会議しとるんじゃないかと思うんですけども。 順番はまあいいように変えて、分かりやすく。ちょっとこれじゃあ、ちょっと読む気しないので前も言ったように箇条書きでいいので「・～～」の方が分かりやすいかな、と。
光長委員	まあ、諮問がそもそももう料金を上げるっていうことを前提で諮問されているので。で、諮問の内容が、その、値上げの水準を審議しなさいってことなので。その値上げの水準を〇にすれば値上げせんでええちゃう話になるかもしれないけど。そもそも、諮問がもう値上げするという判断に至っている訳ですよ。水道事業管理者は。だからもう値上げはしますよってというのが前提で出ているので。それもどうなんかなと思ったんですけど、
水津委員	だから、日本語の話はもうちょっと置いといてね。やっぱり細かい文章は別にそこまで時間使って話すことでもないと思うので、順番はパパッと変えられると思うんですけど、その答申の内容（１）（２）だけを、ピシッとやっておいた方がいいような気はするんですけど。あとは結局、僕らからしたら言い訳の文章なので。だからどうなんだよという。その辺はまあ、議事録を見たら分かるんですけど、それを見なくてもわかるように箇条書きに主だった意見があればいいのかなと思うんですけども。値上げするっていう判断をこっちもした訳なんで。あとは言い訳にしかないのでは。別にうまい日本語作らなくても箇条書きで、載せるのであれば。
山脇委員	答申書の書き方については理解しました。ありがとうございます。 で、私が心配してるっていうか、考えているのは、例えば、これを住民に発表する時に、広報なりで審議会を開いた結果っていうのを多分載せられることがあると思うんですけど、その時に、この水道ビジョンについてのこの部分を書いて、それで審議会でこういう風な結果になったっていう風に出していただく方が、なぜ値上になったかっていうことを分かりやすいように住民に説明して伝えられるようにしていただけたらいいなという風に思いました。ので、さっきはそういう風に言いました。この今の答申案は、町長に出すんであれば、行政の内容については、１番詳しいなと思うので、この答申の内容のみ、もしくは、それについても、ここで出た意見なんかについては、箇条書きでもいいので、さしていただけるといいかなと思います。
田村副会長	いいですか。あの、柿木村と六日市町が合併して、ここ自治区制があって、延長してとあったんですがその自治区制のときには公の、その建物とか統廃合とか、あとは住民に関わる公的なことは自治区で意見を聞くってことがうたわれとって、その答申書とかいうようなものは、地域振興室の方から、毎月ここで会議をしておったんです。で、その時に、議事録までもらって見っている人は、ほとんどいませんでした。で、答申書というのはちゃんと複写

	したものを貰って分からないところは地域振興室長から説明を受けたり、それから出前授業みたいに教育長さんが来られてこれについて説明をもらったりということはあって、そういう、議事についての積極的な取り組みをされったわけ。で、必ずまちづくり計画なんかでも、住民の、今言ったように、満足度みたいなんで、こう政策を企画課で作っていくわけね。その時にやっぱり詳しくある程度内容が分かって、住民がこの自分たちのある町づくり直接関係していくわけ、お金払う訳だから、俺らは。うん、そういうところでは、さっき言ったように箇条書きっていうこともあったんですが、そういったところが、ここ、内容をまとめられて却って難しくなるかも分かりますが、箇条書きでやっていただいてもいいなという意見に変わります。
山吹会長	ちょっと皆さんの意見をちょっと集約させていただきますと、答申書はこれ１ページの文で書いて。それで、審議の内容は議事録等を見ればいいので削除させて頂いて。今度は審議の経過と意見の整理というところを、ちょっともう箇条書きにして読みやすくして、それを添付して提出するという意見のように思われるんですが、それでよろしいでしょうか。 それで、もしそれでよろしいのであれば、答申の内容に、付帯意見１、２、３、４ときて、それで３として、審議の経過と意見の整理ですか。それとも付帯・・・そうか、付帯意見の後だから３でいいわけですね。３で、審議の経過と意見の整理として後を「・」で箇条書きでまとめるということではよろしいでしょうか。書き方として。 その後には、諮問の背景の４ページ目をつけるということで、そのままつけるということではよろしいですか。 まあ、今、田村副会長さんも仰られましたけど、私も行政のところでこういうことを言うてはいけんですけれども。国が決めたことだから、それに沿ってやればそのまんま変わらんじゃないかっていうご意見ありました。私も、ここの付帯意見として（１）の国や県への財政支援要望の強化についてというところが、こう文章にこう、ポンと格好であげたんじゃなくて、本当は、田村さんが言われたように、町村会とかですね、県知事との、色々話し合いとか、全国の市町村会とかあると思いますので、そういうようなところですね、１人が行ってもなかなかうまくいかないと思いますので、この周辺でですね、町村の同じような条件とか沢山あると思うんで、そういうようなところからですね、ちょっと輪でも広げて行ってですね。あまりにもこう今一極集中型になって、もう東京はもうウハウハじゃけど、地方はもう潰れそうなのというような状況です。このへんは特に町長さんにもこう強く言ってほしいなって、田村副会長さんらから意見を聞きながら私も思いました。それはどうすればできるかっていうのはちょっと私も分かりませんが、そのようなことも話していることがございましたら町長さんにもお伝え願いたいなと思います。
事務局 河野	すいません、１点なんですけれども、今の水道料の改定時期とかのところで、先ほど段階的という話と一括でという話、両方でいったかと思うんです

	けれども、こちらの方はどういう書きぶりと言いますか、どういたしましょうか。
水津委員	いろんな資料の中に多分あったと思うですけど、今探すのちょっとあれなんですけど。事業の方の理想があるじゃないですか。今のままだと「お任せしますよ。都合のいいようにやってください」なのでだから、こう審議会としてはどっちがいいかだけは本当言っておいた方がいいと思いますよ。それが多少ね、１年だけ借金せんとできんようになったら、それはそれでこっちのもう審議の結果なんで、それはそこまで町の要望っちゃうか、僕らが汲むことではないので、ここで決めていいんじゃないかなと思います。逼迫してるしてない、それでも借金してできる。１年ぐらいは絶対できるはずなんで。今までやってきた訳なんで。 それと「３０％程度」とかではなくて、「最大３０％とし」とかの方が。何月何日までに段階的に繰り上げとか。そういう今のまんまじゃあ「資料をもらって見てもわからんけ。その辺は任せるけ」と言っているのと一緒かな。値上げ幅は３０％程度を、最大３０％とかいいと思います。
田村副会長	事務方さん（事務局）思い切って腹の底を割って話してくれないと。私らもそりゃ言えませんよ。住民サイドから「一括で３０％早い時期に上げろ」とは口が裂けても言えませんからね。そこはちょっと本音で。
水津委員	本音で「何年に何％あげてないときついです」って言ってもらった方が。
田村副会長	そういうことをちゃんと説明して、で、どういった意見があるかというところを言ってくれば。
事務局 小谷	財政シミュレーションの話になってくるんですけど。 今の経営戦略に基づいた資料や経営戦略そのもの作るためにその段階的な（値上げの）検討というのは一応して。配れる状態では残ってないんですけど、メモで。やっぱり余所は大体、経過措置をやっているんで、それにならって最初（の素案のとき）は作ったんですけど。余所での情報はどうかっていうか、担当同士で話をする時に、ちょっと言い方悪いんですけど、ガラガラあげ続けると毎年苦情が来てという話で。（住民から）いつになったら落ち着くんだ、となって。落ち着く前に次の値上げの話が来たりとかして、よその事業体で。何年も連続で上がり続けて（民間の方は）事業計画とかも見通せない、クレームとかが結構来るというところで。 事務局としては、そういうお話もちょっと聞きつつ、で、実際にこの年からあげたいです、今９年度から３０％上げたいですという計画なんですけど。じゃあ、ちょっと前の年から１０％、２０％と上げて、３０％を令和１０年度ですと言った場合に今後、またその後の計画が控えているので、結局そこは安易な先延ばしにしかならないところがある。それが今の計画作る時の、その経過措置入れなかった理由の１つで。 あとは、じゃあ来年から、１年後から３０％になるとやっぱり皆さん大変だと思うので。その広報期間を設ける形で、その段階的な期間はむしろ、１

	0%、20%、30%じゃなくて、0%、0%、30%ていう、そういう段階っていうような。ちょっと言い方があれですけど。3年後からこの工事があるから、しっかりあげさせていただきますよってということで、色んな、計画を最終的にまとめたという風な背景は。 (この点は)事務局としてはお配りできるものは何も無いんですけど、議事録で残りますので、これ、このまま今後、今後の資料ということで。はい、説明をさせて頂いてですね。
岩上委員	いま、ワシは間が空いているから様子が分からんのだけど。 水道料金の改定というのは結局あれかね、この近隣の津和野町とか益田市とか、住民の水道料金の負担をするのこの吉賀町の負担するのとでは大分差があるんですか。あまり変わらないんですか。
事務局 小谷	はい、吉賀町と津和野町さんは津和野町さんが今若干高いぐらい。そこまで差がないです。 益田市さんは県平均行かないぐらいのところで今なっとなって、大体県平均は目指す。で、段階的に2年度から3年度、4年度と今来ているところです。 で、津和野町さんが、この度5月の方の発表でありましたように40%の体系にしていくと。で、経過措置とかは今ちょっと検討もしてて、9月頃から年内の議会を出していくような見込みになっております。
岩上委員	今、人口も減るし、やっぱり住民の生活が大変でね。簡単に料金を改定する、値上げするというのも考えものだからね。経費で、やれんようやったらもう多分大変だろうと思いますが。やっぱりそういうことをよく考えても大変ね、国やら県がやれと言ったら補助もせんといけんと思うんですがね。
山吹会長	今の中で、津和野町さんは40%上げますって言って、40%上げて、うちと比べて、ちょっと高いくらいなんですか。
事務局 小谷	いえいえ。今上げる前で同じぐらい。そこから40%（値上げ）。
山吹会長	大田市が上げるのも新聞に書いてあったりしましたが、もう何年までは上げないっていうんで書いて理解もらったようなことが書いてあったんですけど。 やっぱり今言われたように、10%、20%、30%じゃなくて0%・0%・30%ってやられた方が。感覚的には「また上がったのかお前。また来年また上がったんかいって、いつまで続くんかい」って言って。どうなんだろうね。0%・0%・30%、10%・20%・30%だったら0%・0%・30%の方がなんかこういいような気がするし。
水津委員	あれですね、10%、20%でも1年間10%みたいな、2年目20%値上げするから6回払わないといけん訳。 だったらもっと刻めないですかね。何か月とか今の年たとえば1、2月とかこういう風に上がっていくんだなっていうのが、年でやると分かんないんですよ。6回一年でその料金で過ごすんで分かんなくなるんですけど、毎月10%

	20%上がっていくんだったら「あ、こう上がるんだな」というのが見えるじゃないですか。なんかそういう事も出来るかわからんですけど、何年何月20%になるんでその前の月は10%20%みたいなそういうのがきついですかね。クレームが多くなるんですかね。
事務局 小谷	水量と、あと入退去がありますので。3月4月特にそうなんですけど、やっぱりアパートとかは結構、出入りが。
水津委員	段階って言ったんですけど、実際1年間その料金払ってて、2年目それ払っててってなるとそこまでの多分ショックがでかいかなと思って、ちょっとあるんですけど。30%上がるのでかいんですけど、なんかその辺一番柔らかい方法があればいいんですけど
山脇委員	さっきの話の分の中で、3年後には工事が始まるのでっていうことだったと思うんですけど、3年後にはもうあげとかにやいけんってというのが、一応その線が、スタートラインということになりますよね。その時に上がるとかないけんっちゃうことですよ
事務局 小谷	その、国の補助の話ですね、そこは。
山脇委員	そうすると令和9年には。
事務局 小谷	令和9年頃になるんじゃないかな、と。
山脇委員	その部分が、その線引きがそこにあるんであれば、いついつからっていう部分を、その時から30%上がりますっていうのを周知する。これも文言の中にはありますけど、周知の徹底ていうの、住民に理解してもらって、それを知ってもらってくっていうことをしっかりとやって。そこから、水道料金はこういう事情があって30%上がりますっていうことの、なんていうかな、しっかり理解してもらおう。情報をね。情報をしっかり流すことが大事なんじゃないかと思うんですよ。でも、それ、そこまで上げざるを得ないっていう状況であって、その水道の経営も安定させていって先の計画も立てていった場合には、もうそこまではせざるを得ないっていうことが、このね、管理者の中ではもうやらざるを得ない状況だていうことであれば、それを、それを周知して皆さんに分かってもらうためには、もういつからはもう上がりますっていうことをはっきりと明記した方が、いいんじゃないかと思うんですけど。その手段として、その10%、20%、30%、その前段階で、その、それをする準備が間に合うのであれば10%、20%、30%っていう形にしていっていいかもしれないですけども、その準備がもう3年後で、令和9年からっていうことになる、今は令和6年ですので、もう来年度から10%、20%していかないけんっちゃうことが、準備が間に合うかな、間に合わないかっていうこともあると思うんですよ。 だから、もうとりあえず令和9年度はもう30%上げざるを得ないっていうことをはっきりともう言うて、理解してもらう方が私はいいと思って。その手段として、例えば10%、20%、30%じゃなくて、15%、30%でも

	いいですけども、その段階的にやる準備ができるのであればそれでもいいのかもしれないんですけども。そういう、とにかくこの上げざるを得ないってことをはっきりと分かるよう、分かって、いつからっていうのをハッキリと言って、なぜそれをしなくちゃいけないんだってということも含めて、住民にしっかり分かるようにしていくことが一番だと思うので。それで、分からないっていう、読まなかったりっていうのもあるかもしれない。その分は別としても、とりあえず、いつから、なぜ何%っていうのはもうはっきりと打ち出す方が良くないかと思うんですけども。
山吹会長	今色々意見がありましたけど、私たち、答申書を作るにあたり、段階的にとかというものを入れるか。ここに書いてあるように、水道事業管理者においては、町民の影響や情勢を見て適切に上げる、時期等については上げると書いてありますのでそれで置るかという事じゃないかと思うんですけども。
光長委員	結局、ここに書いてある通りでの方がいいかもしれないですけど、そしたら、今からちょっと検討、管理者のほうで検討するかとか、管理者の責任でどういう風にやるかっていうのは。段階的にも書かない方がいいし。
山吹会長	うん。補助事業の採択基準が変わったりするということも考えられる。 じゃあ、今までの意見をまとめますと、一応この1枚、1ページ目にまあ、大体これでいこうということと、3ページ目の審議の経過と意見の整理というのを、もっとわかりやすく「・〜」というような感じで箇条書きでもう一度訂正して頂いて、それで、あとは4ページの付帯資料をつけて、答申書を作り上げるということで、皆さんよろしゅうございましょうか。 それで、それを作ったものをもう一度送ってもらって、再度開催しますか。 「もういいよ。もう任せるけ」じゃあちょっと悪いような気がするので、再度、本当、今日、終わりにしたかったですけど。再度、一応やっぱり皆さんのご意見もありますので、一応全員の目を通してこれでいいよというものを、やっぱり町長に出さないと失礼になると思いますし、この審議会の意味もなくなりますので。再度通して、それで最終にしたいと思うんですが、それで皆さん、よろしゅうございしますか。

3. 次回の日程調整について

発言者	発言内容
山吹会長	じゃあ、早くやりましょう。皆さん、都合の悪い日を言ってください。それで合わせて、早い時期にやりましょう。そうしないと忘れてしまうもので。 皆さんのアレもですけど、やはり事務局、最短いつが出来ますか。
事務局 小谷	8月の2日か5日か9日で。はい、2日、5日、9日のどこかだとありがたいです。
光長委員	すみません。2日、5日がダメなんですけど。
山吹会長	9日はどうですか。

光長委員	大丈夫です。
岩上委員	何月？
山吹会長	8月です。
岩上委員	8月の何日？
山吹会長	9日。8月の9日です。
事務局 河野	9日は金曜日ですね。
山吹会長	8月の9日は皆さんどんなですか。午前でも、午後でも。
事務局 河野	午後はちょっと。
山吹会長	どんなでしょうか。
山脇委員	私はOKです。
山吹会長	田村副会長さんも大丈夫ですね。はい、じゃあ8月の9日にしましょうね。金曜日で。はい、金曜日9時半でよろしいですか。事務局、よろしいですか。 それで、お忙しいとは思いますが、（たたき台が）出来次第、早めにご送っていただけたら。まだ来ないな、まだ来ないなと思って。私は土日は休みにしておりますので、あんまり見れませんので。 じゃあ、今日、色々皆さん、詰めていただきましてありがとうございます。再度、8月9日9時半からここへ集まって頂きまして、最終的な仕上げをしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。これでよろしいですか。

4. その他-

発言者	発言内容
事務局 河野	すみません。直接、水道料金ではないんですけれどもですね、今回諮問をさせて頂いているのが、今、水道料金と下水道の使用料もありまして。もし、次回がですね、早く答申の内容が作れるのであれば、ちょっと概要というかを、下水道の方ですね、説明をさせてでも頂ければという風に思いますがいかがでしょうかね。
山吹会長	有意義に時間を使いましょう。どんどん進めていきましょう。
事務局 河野	分かりました。じゃあ、来週のところですけれども、水道料金の審議会の方がもし、答申の方がですね、早くまとまるようになりましてですね、その後、下水道料金の方のちょっと入りということで、簡単に説明とさせて頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。 あとは事務局の方からは、ないですが、皆様よろしいでしょうか。

5. 閉会

発言者	発言内容
山吹会長	じゃあ皆さん慎重にご審議いただきました。今日は終わりたいと思います。 また次回、よろしくお願いいたします。

※（カッコ）書きのところは事務局による補足です。